

6 月定例議会一般質問 原稿

-2007.6.29-

[こちらで「長野県議会 本会議録画中継」をご覧ください](#)

農業政策について

現在、長野県食と農業農村振興の県民条例に基づき、農業振興計画の骨子案を審議会で論議しているところですが、農業のもつ多面的機能は評価しつつも、農業の果たしている機能は確実に低下しているのも、限界集落の増加や平坦地にまで及んでいる遊休農地の増加です。遊休農地率は全国平均の約 2 倍に当たる 17.5%で、5 年間に 1490ha増加し、2005 年のセンサスでは 17.094haの耕作放棄地となっています。

センサスでは、耕作放棄地と表現していますが、この定義は過去1年間以上作物を栽培せず、今後数年のうちにも耕作する考えのない土地で、多少手を加えるだけで耕地になる土地のことで、長期間にわたって放置し、原野となっている荒廃地は含まれないこととなっています。

従って 17.094haの耕作放棄地は、今すぐにも手をあまりかけなくても、耕地になる土地のことです。

国は、農業改革による「骨太の方針」で耕作放棄地を 5 年間でゼロにする目標を明記しました。

私は、今まで長野県の遊休農地の異常な増加について、県として早急に対策をとらなければ荒廃農地となり、県土の保全等多面的機能が損なわれると警告をしまいましたが、県の答弁は、これ以上遊休農地は増加しないよう対策をとっていくとのことでありました。

遊休農地解消のためには、まず、どの区域に遊休農地があるのか、地図上へ落とすための情報機器、マッピングシステムの導入です。一筆毎に入力し、中核的農家や大規模農家に利用集積す

るシステムを導入する必要があると思います。

現在 81 市町村中 12 市がシステムの導入をしていますが、2005 年のセンサス結果のデータを入力しているのは、たったの 1 市だけです。遊休農地解消には、まずマッピングシステムの導入や、入力をするための支援が必要だと思います。

このシステムを導入すれば品目横断的経営安定対策のエリアや、農地・水・環境保全対策の範囲などの入力の他農地関係のデータも入力出来ます。

マッピングシステム導入について県の積極的支援が必要と思います。

私は、県として遊休農地解消計画を立て、市町村の実状に合わせ解消事業を進めていくことこそ重要であり、市町村まかせではなく、県の姿勢こそが農業のもつ多面的機能が維持出来るかにかかっていると思います。

国で進めている「農地・水・環境保全向上対策」事業の申請期限は、8 月末までとなっていますが、農家の同意づくりや、協定の締結は、農繁期に入り申請は難しい状況にあります。

また、活動組織の財源となる交付金の採択手続きは、県が行うこととなっているが、現在どのように進められているか、また、総額でどの位になるか。

福島県では、6 月 11 日全国で最も早く、約 5 億円交付されている東北農政局は、事務手続きなど、県が一生懸命行った結果だと評価している。

品目横断的経営安定対策について。

加入申請受付は、7 月 2 日まででありますので、ほとんど終了していると思われませんが、加入集落数、個人加入数、総加入面積と総耕地面積に占める割合について

集落営農数 215 に対して、品目横断的経営安定対策に加入する集落営農数は 87 で、全体の 4 割となっているが、加入割合が少ないと思う。

また、品目横断的経営安定対策に加入の面積は、全耕地面積に対して加入率は低く、安定的農業経営を進めるために、長野県型農業政策が必要と思う。

地球温暖化対策について。

長野県地球温暖化防止県民計画の基準年度である1990年度と比べ、2003年度の温室効果ガス総排出量は、15.3%増加し、全国総排出量の伸び率8.3%と比較すると約2倍となっています。

2010年度までに県内から排出される温室効果ガスは、現状からして21.3%の削減率となりますが、現在県地球温暖化防止県民計画の改訂を行い、新たな算定方式として森林吸収量の参入なども考慮するとしている。

県内では、信濃町に文部科学省から委託を受けて東京大学がバイオマス利活用研究施設を設置し、バイオエタノール生産の実証実験と、地域バイオマスエネルギーについて地域で調達出来る燃料と言う考え方から「地燃料システム」とし、エネルギーの地産地消を進める研究を始めました。信濃町のモミガラ、ワラ、りんごの剪定の枝やエノキダケノの廃オガクズ、飼料用の米など、地域で調達出来る原料をエタノール化する研究実験で、平成21年3月までの期間となり、その成果に期待がかかっているわけであります。

県畜産試験場はソルガムの研究では日本でただ一ヶ所で、飼料用として研究されて来たものがバイオエタノール原料として注目され経済産業省や、農林水産省が信大の工学部や沖縄の研究センターと提携し、ソルガムの超多収性品種開発に取り組み、トウモロコシの2倍以上の収量が上がる品種や、低コスト栽培技術、省力収穫技術や、ロスの少ない貯蔵技術の開発などを行っています。また、中信農業試験場は日本一のトウモロコシ品種育成試験場でもあります。

長野県のもつ優秀な試験場技術をバイオエタノール作物の試験場として研究を進め、信濃町で行っている東大の地燃料システムに連動させ、水田遊休地では、飼料用米を作付けし、畑ではソルガムを栽培し、長野県型エネルギーの地産地消を推進し、遊休農地解消に連動させるべきと思う。バイオエタノール原料を遊休農地に作付けする場合は10a当たり3万円を交付するなどの対応が必要である。3万円とは、新たな機械導入や輸送費負担分であり、これがないと新規参入は無理と思われる県の積極的な取り組みを望むものであります。

医療制度改革に伴う特定健診特定保健指導について。

国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、治療重点の医療から、疾病の予防を重視した保健医療体系へと転換を図っていくため、生活習慣病の予防について保険者の役割を明確化し、医療保険者に特定健診・特定保健指導を義務付け、平成 20 年 4 月より 40 歳～75 歳を対象として実施するものでありますが、保険者である市町村は医師会や市町村国保と健診・保健指導の委託契約を結び、全国のどこにいても健診・保健指導が受けられる体制を整備するものでありますが、市町村の体制整備に向けての進捗状況の把握はどのようになっているか。

中小企業の取り組みはどのようになっているか。また、この事業は衛生部、商工部が関係してくるが、窓口はどのようになっているか。

また、各都道府県では、国が示す基本方針に即し、本年度中に「医療費適正化計画」を策定することとなっています。

この適正化計画によって市町村は「特定健康診査等実施計画」を平成 19 年度中に策定することになっておりますが、市町村は新年度予算編成に間に合うようにするには、9 月中に骨子案を策定しなければならないとしています。

当初、市町村には 6 月末までに、県の計画が策定出来るといわれたが、何の連絡もないので市町村の実施計画策定が進まなくて困っている実情であります。

この医療保険者に義務付けられる特定健診及び特定保健指導に要する経費は、保険料で賄うこととなっています。

市町村国保における特定健診に対する公費負担は、国と県が 1/3 ずつで、残り 1/3 は国保税の負担増で賄い、特定保健指導は公費対象外としていることから、国保加入者の負担増は相当額に及ぶものと見込まれます。

市町村の国保財政は、低所得者層が多く含まれることなどから、県下はもとより、全国でも多くの市町村で国保財政が赤字となっているところに新たな負担が生じることとなります。

また、今回の新たな特定保健指導は 40 歳から 75 歳までの生活習慣に起因する病気をチェックす

るための特定保健指導であります。本来子供が生まれ、離乳食の頃から保健指導を徹底し、乳幼児期から高齢者まで生涯を通じた総合的な健康づくりの推進が極めて重要と考えるわけですが、県として特定健診・保健指導が法的に位置づけられることにより、今後の保健指導はどのように体系的にされるか

少子化対策について。

市内の少子化対策推進会議を設置し、県内のあらゆる階層の代表者からなる少子化を考える懇談会も発足して、中期総合計画と整合させるべく審議がすすめられていますが、県政世論調査、少子化に関する県民意識調査が、本年2月7日～21日まで、男女2000人に対して行った調査結果では、行政が出生率の回復に向けて積極的に取り組むべき、が最も多く40%であり、子育てに関する環境については、育児休暇中の経済的給付の充実が53.9%であるのに対し、女性では子供が病気の時の特別休暇制度の導入が54.7%と最も高い率となっています。

子育てに関する環境について女性は1位、男性は2位となっている子供が病気の時の特別休暇制度の導入要望が多いわけですが、企業の対応と行政の対応と双方が連携をとれるシステムが必要であると思います。

保育施設の充実で病中保育所や病後児保育所の設置について、県として導入を進めるための支援策が必要と思う。

全国平均の出生率は1.32で、6年ぶりに上がったとの報道がありました。

長野県は、1.44で全国平均より上回ったものの、0.2ポイント下がってしまいました。少子化に関する県民の意識調査結果をしっかりと受け止め、行政・企業一体的に取り組まなければならないと思います。

その中で、県行政は主体的に連携をとり、システムを創り上げていかなければならないと思う。